

# 北上市貸研究工場棟の対象者拡大について

貸研究工場棟E棟を効果的に活用するため、使用できる対象者を拡大するもの。

## 1 施設概要

新製品や新技術を開発しようとする企業等を育成し、地域産業の発展に資するため、市が貸研究工場棟（以下「貸工場」）を設置。H18年度からA～D棟、H30年度からE棟の供用開始。

### ◆施設概要

- 所在地：北上市相去町山田2番地17（オフィスアルカディア・北上内）
- 建物構造：軽量鉄骨造平屋建て
- 間取り：工場スペース、事務・研究室、トイレ等、冷暖房設備完備
- 指定管理：(株)北上オフィスプラザ（利用料金制）

|    | 床面積     | 使用料月額    |
|----|---------|----------|
| A棟 | 489.71㎡ | 306,940円 |
| B棟 | 343.10㎡ | 214,760円 |
| C棟 | 343.10㎡ | 214,760円 |
| D棟 | 220.93㎡ | 138,280円 |
| E棟 | 424.32㎡ | 266,090円 |

## 2 貸工場E棟について

### ◆整備の背景

地場企業が生産活動を行いながら研究開発に取り組むため、H28年度内閣府**地方創生拠点整備交付金**を活用し、貸工場E棟を整備。

（1/2補助、75,060千円）

条件：地域再生計画の策定。

### <地域再生計画の事業内容>

自動車産業を始めとする新技術研究開発や、岩手大学等との産学連携や企業集積を活かした共同研究を促進し、新たな産業の創出や付加価値額の向上等地域産業の底上げを行うもの。

計画期間：H28～R2年度（5年間）

### ◆事業実施

この計画に基づき、岩手大学と共同研究を行う企業が貸工場E棟に入居し事業を開始。地域再生計画の計画期間であるH28～R2年度の5年間、産学官が連携した共同研究事業を実施。R3～4年度も継続。

## 3 今後の方向性

条例を改正することで、貸工場E棟を使用できる者を岩手大学との共同研究を実施するものだけに限定せず、対象者を拡大し、市内の工場需要に応える。

### ◆理由

- (1) 地域再生計画に基づく事業が終了（中核企業が撤退）。貸工場E棟はA～D棟と同じく岩手大学との共同研究に限らず、広く事業を実施できる環境になった。
- (2) これまで集積が進んできた自動車関連産業に加え、半導体関連産業の立地が進み、関連企業の進出二一ズが高まっている。
- (3) 親企業に依存しない独自の新技術や新製品開発、販路開拓に取り組む中、自社で研究・開発の環境を備える初期投資費用の捻出が課題となっている。

## 4 条例改正の内容

### ◆北上市貸研究工場棟条例

（対象者）

第3条 貸工場を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。**ただし、別表に掲げる施設のうち、E棟を使用できる者は、第1号に該当するものであって、国立大学法人岩手大学との共同研究を実施するものに限る。**



### ◆変更内容

第3条の**ただし書きの一文を削除**し、使用できる対象者を拡大。

## 5 スケジュール

- R5.5.10 議会全員協議会
- R5.5.15 庁議
- R5.6月 議会通常会議